

■今年の総括

毎年12月号は、この1年間でお問合せの多かった事項や話題性のあるテーマについて総括しています。第1位の『震災と労務管理』は今年特有のテーマです。何故、震災と労務管理に関連性があるのかと思うかもしれませんが、計画停電と夏場の時期は、頻繁に相談が寄せられました。

『調査』は、例年よりも多く実施された関係で第2位にしました。第3位と第4位は定番です。経済環境の悪化に比例して増える傾向があります。第5位は古くて新しいテーマで、年金への関心は国民的に高く、来年はメインテーマになるのではないかと予想しています。

■第1位 『震災と労務管理』

3. 11のあと電力不足の解消を目的として、(計画性のない)計画停電が実施されました。その日の電力消費量によって計画停電が実施されるため、毎日、通勤や帰社時間に影響が及びました。計画停電による早退、遅刻の賃金の取扱いについての相談が相次ぎました。また、夏場の電力消費対策で、自動車業界の休日が木・金曜日に振り替えられたことにより、他の業界にもサマータイムの導入などが広がり、労働日・労働時間の変更にとまなう各種相談がありました。

■第2位 『調査』

今年は例年以上に、労働基準監督署、労働局、年金事務所による調査が頻繁に行われました。労働・社会保険関係の任意調査は比較的緩いため、甘く見られている傾向があります。しかし、企業の悪質性や社会保障財源の逼迫を背景にして、厳格になりつつあると実感しています。事が重大になる前に、できるものから着手すべきです。

■第3位 『退職トラブル』

在職中には表面化していなかった不平不満や権利行使が、残業代請求、不当解雇、有給休暇取得、企業秘密の持出しという形になって、退職時に顕在化しています。法律的な対応だけでは対策とはならず、採用の工夫、クッションのような衝撃を和らげる仕組み、ガス抜きができる社風作りがないと、改善にはつながりません。

■第4位 『社会保険加入』

第2位とも関連して、社会保険加入は企業には頭の痛い問題です。年金改革では週20時間以上のパートタイマーの義務化も挙げられているようです。特に、パートの多い業種、建設業・運送業・派遣業などの許認可事業では、避けられない問題となっています。

■第5位 『年金問題』

「社会保障と税の一体化改革」を受けて、年金問題が急浮上しています。現在の年金制度は段階的に65歳からの支給となっており、最低でも65歳までフルで働かないと生活できない時代が、近づいています。来年の国会で年金改革が議論される予定ですが、国をあてにせず、老後生活は長年の自助努力の積み重ね、という意識で臨まなければならない時代になりました。

■ マイカー通勤者等の通勤手当にかかる非課税限度額の改正

給与やボーナスの呼び方は、給料、賃金、賞与、期末手当など様々ですが、これらは税務上、すべて給与所得として扱われ、所得税の対象とされています。ただし、その中でも一定の要件を満たした通勤手当、旅費、宿日直料等については、非課税として扱うことができます。今回は、この非課税の取扱いに関連し、平成24年1月1日より変更となるマイカー通勤者等の通勤手当非課税限度額の変更について取り上げます。

1. 非課税として扱われる通勤手当の範囲

通勤手当の非課税範囲は、通勤手段や通勤距離数に応じて限度額が定められています。

まず、電車やバス等の交通機関を利用している場合には、最も経済的かつ合理的な経路、および方法で通勤した場合の通勤定期券等の額が非課税限度額(1ヶ月あたりの最高限度額10万円)となります。

一方、自転車や自動車等の交通用具を使用して通勤する場合には、右表のとおり、その片道の通勤距離に応じ、1ヶ月あたり一定の金額(距離比例額)までが非課税として扱われます。さらに、この通勤距離が片道15キロメートル以上の者については、距離比例額より運賃相当額(※)が高い場合は、運賃相当額までが非課税とされる措置が設けられていました。

※運賃相当額：交通用具を使用して通勤する者が、電車やバス等の交通機関を利用した時に負担することとなるべき運賃等。通勤に必要な運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路、および方法によるものの額に相当する金額をいう。

非課税となる1ヶ月あたりの限度額

片道の通勤距離	1ヶ月あたりの限度額
2km未満	全額課税
2km以上 10km未満	4,100円
10km以上 15km未満	6,500円
15km以上 25km未満	11,300円
25km以上 35km未満	16,100円
35km以上 45km未満	20,900円
45km以上	24,500円

2. 運賃相当額の廃止

今回の改正では、前述の自転車や自動車等の交通用具を使用して通勤する場合の運賃相当額が、距離比例額を超える際の措置が廃止されました。これにより、通勤手当を距離比例額を超え運賃相当額まで支給している者には、距離比例額を超える金額について、課税する必要があります。

【例】従業員Aさんは、会社へマイカー通勤しています。自宅から会社までの距離は、片道34kmあります。Aさんは通勤手当として、毎月20,000円の支給を受けています。この場合の通勤手当に係る非課税金額は・・・

(ア) 通勤距離に応じた非課税金額

片道25km以上 35km未満・・・16,100円

(イ) 公共交通機関を利用した場合の非課税金額

合理的な通勤経路による1ヶ月あたりの定期乗車券の額・・・24,610円

◆改正前

(ア) < (イ) のため、(イ) の 24,610円が非課税金額です。Aさんの通勤手当は20,000円ですから、Aさんの通勤手当は、全額税金がかかりません。

◆改正後(平成24年1月1日以降)

通勤距離に応じた非課税金額しか適用できないため (ア) の 16,100円が非課税金額となります。そのため、Aさんは 通勤手当 20,000円と (ア) との差額 3,900円について税金がかかります。